

萩・石見空港利用促進協議会 助成金管理システム構築業務委託 プロポーザル実施要領

1 目的

本委託業務は、萩・石見空港利用拡大促進協議会が実施している助成金データベースの管理システムを新たに構築し、助成金交付を円滑に行うとともに、データ把握を行うことを目的とする。

本要領は、上記目的によるシステム構築にあたり、構築事業者をプロポーザル方式により選定する場合の手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

2 事業概要

(1) 業務名称

萩・石見空港利用拡大促進協議会助成金管理システム構築事業

(2) 委託期間

①システム構築期間

契約締結日から令和5年9月30日までとする。

②保守・サポート期間

システム構築後から、令和10年9月30日までとする。

(3) システムに関する概要

別紙 仕様書のとおり

(4) 提案（契約）限度額

10,000 千円（消費税及び地方消費税を除く）

※対象費用は、別紙仕様書（6 プロポーザル対象費用）のとおり

※システム保守・サポート費用（保守・サポート期間中の費用）も含まれます。

(5) 事業者の選定

事業者の選定方法は、プロポーザル方式とする。

本事業の受託を希望する事業者（以下「応募者」という。）について、実績、契約価格及びシステム構築に係る提案内容等を総合的に評価し、事業者の選定を行う。

(6) 企画提案に係る経費

企画提案に係る経費として、10,000 円（消費税を含む）を支払う。

但し、委託先に決定した者、及び資格審査により参加資格がないとされた者に対しては支払わない。企画提案に係る経費は、事業委託先が決定した後、参加表明書に記載された銀行口座に振り込む。

3 発注者

萩・石見空港利用拡大促進協議会

〒698-8650 益田市駅前町 17 番 1 号益田駅前ビルE A G A 3 階

電 話：0856-23-0990（直通） F A X：0856-23-0355

E-mail：airport@iwami.or.jp

本件担当者：澤江

4 応募資格要件

本業務の公募に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 島根県、又は山口県内萩・石見空港圏域内に事業所又は営業所等を置く事業者のうち、委託事業について、十分な遂行能力を有する者
- (2) 益田市及びその他の地方公共団体から指名停止措置又は入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定に基づく破産手続、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生開始手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続の開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。
- (5) 役員等が暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員関係者（又はこれらであったもの）でないこと。
- (6) 納税義務者にあつては、国税又は地方税について滞納していない者であること。

5 実施スケジュール（予定）

実施内容	日程※(1)
開始（実施要領等の送付）	令和4年12月26日(月)
参加表明書受付期間	令和4年12月26日(月)～ 令和5年1月13日(金)12時
提案書等書類受付期間	令和4年12月26日(月)～ 令和5年1月27日(金)12時
仕様書等に関する質問書受付期限	令和5年1月13日(金)12時
質問書の回答	令和5年1月17日(火)12時 までに回答します。
ヒアリングの実施（必要に応じて実施）	令和5年2月1日（水）
選定結果の通知（公開）	令和5年2月3日（金）正午公表予定

※審査について、基本的には書類審査とするが、必要に応じて応募者に対しヒアリングを行う場合があります。

6 参加表明書の提出

- (1) 提出期限 令和5年1月13日（金）12時（必着）
- (2) 提出先 萩・石見空港利用拡大促進協議会事務局（益田市駅前町17-1）
- (3) 提出方法 持参又は郵送又はメール送信

※協議会でメール受信後は、受信した旨の連絡をいたします。

- (4) 提出書類 1部
 - (ア) 参加表明書(様式第1号)

8 提案書の提出

- (1) 提出期限 令和5年1月27日(金) 12時(必着)
- (2) 提出先 萩・石見空港利用拡大促進協議会事務局(益田市駅前町17-1)
- (3) 提出方法 持参又は郵送又はメール送信
- (4) 提出書類
 - (ア) 誓約書(様式第2号)
 - (イ) 金額見積書(様式第3号)
 - (ウ) システム企画提案書
 - 【紙面の場合】各4部(正本1部・副本3部(副本はコピー可))
 - 【メールの場合】一つのPDFファイルにまとめてください。なお、協議会でメール受信後は、受信した旨の連絡をいたします。

9 質問受付及び回答

本業務に関し質問がある場合は、次のとおり実施する。質問は要旨を簡潔にまとめ、質問書(様式第5号)により提出すること。

- (1) 提出期限
 - 令和5年1月13日(金) 12時(必着)
- (2) 提出先 事務局(FAX又はメールにて送付し、受信確認を行ってください。)
- (3) 提出様式 質問書(様式第5号)
- (4) 回答期限
 - 令和5年1月17日(火) 12時までに回答致します。
- (5) 回答方法
 - 萩・石見空港WEBサイトに回答いたします。

10 審査及び評価

- (1) 審査員
 - 萩・石見空港利用拡大促進協議会内から選出する3名の審査員とする。
- (2) 審査
 - (ア) 提出書類に基づき審査を行う。審査員が「別添 評価基準」に基づき審査する。但し、審査員が必要とする場合には応募者に対しヒアリングを行う場合もある。
 - (イ) 評価基準に基づいた評価、採点、集計を行い、最高点を得た者を契約事業者として選定する。(同点の場合は、見積金額が低いものを選定する。)
 - (ウ) 審査結果は令和5年2月3日(金)(予定)に、萩・石見空港WEBサイトに公表するとともに書面により応募者全員に通知する。なお、審査の経過に関する質問及び結果に対する異議申し立ては、受け付けないものとする。

1 1 その他事項

- (1) 参加表明の後に、都合により本公募を辞退する場合は、辞退届（様式第6号）を提出すること。
- (2) 協議会は、本公募における郵便及びFAX、電子メール等に関する通信事故については、一切責任を負わない。
- (3) 応募に関して必要となる一切の費用は、全て応募者の負担とする。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 提出書類について虚偽の記載をした者は、提案の内容によらず、失格となることがある。
- (6) 実績として記載したシステムについて、納入先自治体等へのヒアリングを行うことを承諾すること。